

動画撮影等に関する件

<p>通報内容</p>	<p>本件は、教員が、A学校で行われた行事のリハーサルについて、私物のスマートフォンを使用し、その様子を配信したことが問題であるとする通報である。</p>
<p>委員の対応・ 不対応の判断 及びその理由</p>	<p>所属の調査によれば、A学校では、ウインターコンサートに向けて、開催日前日の8時55分から10時20分までの間、全校児童が参加したプレコンサート（以下「本件プレコンサート」という）を実施したが、このときに、私物のスマートフォンを用いて撮影をしていた教員がいたことは確認できなかった。一方で、B学校の教諭Xは、A学校からB学校に転籍した児童Yに対し、教育的必要性から本件プレコンサートの様子を専用の通信機器を使用して配信するため、本件プレコンサートに参加していたところ、通信不具合により当該機器が使用できなかったため、トラブルに対する緊急的対応として自身のスマートフォンのSNSの通話機能を用いたことが認められる。</p> <p>ところで、横浜市個人情報の保護に関する条例第3条に基づき、所属では個人所有のコンピュータ及び電磁記録媒体の使用を禁止しているから、私物のスマートフォンを用いて授業を行うことは、原則として認められない。</p> <p>しかしながら、本件においては、転籍した児童Yに対し、教育的必要性などから行事の様子を見せることが予定されており、そのために用意されていた機材が急遽使用できなくなったことから、教諭Xにおいてやむを得ず緊急的に私物のスマートフォンで児童Yに本件プレコンサートの音声を聞かせたというに過ぎないことからすれば、これをもって、教諭Xを含めた関係者を問責するなどということは、必ずしも相当とはいえない。</p> <p>よって、当委員会としては、所属に対して、緊急時の対応ルールなどを明確にし、個人情報の適切な取扱いと合わせて職員に対し周知徹底を図るよう要望することで、本件についての対応を終了するものとする。</p>
<p>本市の対応</p>	<p>B学校に対しては、学校長あて注意するとともに、改めて学校内におけるルールの徹底のための研修を実施するよう指導を行う。</p>